

# 環境審議会委員の募集要領

## 1 趣旨

本市の良好な環境の保全及び創造に関する基本的な事項について調査審議する環境審議会に市民の皆様にご参加いただくために委員を募集します。

## 2 応募資格

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の欠格条項に該当しないこと。
- (2) 応募日時点において本市に住所を有すること。
- (3) 原則として年齢20歳以上のこと。
- (4) 応募日現在において本市の審議会等の委員になっていないこと。
- (5) 年2回程度、平日の昼間の会議に出席できること。

## 3 公募する委員数

3人程度（選考）

## 4 委員の任期

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間

## 5 委員への報酬

会議出席時に市が定める報酬をお支払いします。

日額8,700円（前橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく金額）

## 6 募集期間

令和8年1月13日（火）から令和8年2月3日（火）  
(郵送の場合、当日の消印のあるものまで有効とします。)

## 7 応募方法

- (1) 提出書類

環境審議会委員応募申込書

- (2) 概要

・応募に際しては、申込書に住所、氏名(フリガナ)、電話番号、年齢、性別及び職業(学生の場合は学校名・学年)を明記してください。また、応募の動機や抱負等についてご記入いただくなほか、環境保全活動経験のある人はその活動内容も明記してください。

・申込書はメール、郵送又は持参にて提出してください。

- (3) その他

提出していただいた申込書は返却しませんので、ご了承ください。

## 8 選考方法

公募委員の選考については、別途定める「環境審議会委員の公募委員に係る選考基準」に基づき次のとおり行うこととします。

- (1) 選考は申込書により行います。
- (2) 選考結果により公募に係る審議会委員を決定します。
- (3) 結果については、応募者全員に通知します。

## 9 応募先及び問い合わせ先

〒371 - 8601

前橋市大手町二丁目 12 番 1 号

前橋市役所 環境部環境政策課 G X 戦略係

電話（代表） 027 - 224 - 1111 内線 3292

直通 027 - 898 - 6292

メールアドレス kankyou@city.maebashi.gunma.jp